構造改革特区における農業経営に関する協定書（案）

遠野市（以下「甲」という。）及び特定法人の名称（以下「乙」という。）は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第8項の規定による認定を受けた構造改革特別区域計画（日本のふるさと再生特区）に基づき甲が乙に貸し付ける農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）において、乙が行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（事業の内容並びに農地等の所在及び面積）

第1条 乙は、構造改革特別区域計画（日本のふるさと再生特区）に基づき、甲から借り受けた次表右欄の農地等について、それぞれ次表左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業を行うものとする。

事業の内容	左の事業に供する農地の所在及び面積
（例） 畑作（施設園芸作物）	（例） 字○○○のうち概ね○○ヘクタール

（地域の農業における法人の役割分担）

第2条 乙は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合いの活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。

2　乙は、前条の農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取り決めを遵守するものとする。

3　乙は、前2条の役割を担うため、乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する役員のうち1名をその任に当たらせるものとする。

（協定の実施の状況等についての報告に関する事項）

第3条 乙は、甲に対して、第1条の事業の実施状況について、同条に掲げる事業の内容ごとにその事業に供した農地等の面積、作物ごとの生産量、家畜飼養頭羽数、業務執行役員の状況等を毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告するものとする。

2　乙は、前条二条及び前 1 項のすべて又はいずれかの定めに抵触することとなった場合は、速やかに甲にその旨連絡するものとする。

3　乙から前項の連絡を受けた甲は、乙の実行できない事情を調査し、その事業に応じた対応策を一定期間内に講じることを乙に指示するものとする。

（実地調査等）

第4条 甲は、第1条に規定する乙の耕作又は養畜の事業の実施状況を確認するため、必要に応じて実地の調査、農業委員会からの聞き取り等による調査を行うものとする。

2　甲は、前項の調査により乙が前三条の定めに違反していると認めた場合は、前条第3項に準じて乙に対応策を指示するものとする。

見　本

（協定に違反した場合の措置）

第5条 乙が、第3条第3項又は前条第2項の定めによる甲の指示に従わず、甲が貸し付けた農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していないと認められる場合において、当該農地等の賃貸借又は使用貸借に係る契約について、甲は当該契約を解除するものとする。

（原状回復）

第6条 乙は、前条の定めにより賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、乙の負担で直ちに第1条の表右欄の農地等を原状に回復して、甲に返還しなければならない。

（管轄裁判所）

第7条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義の決定等）

第8条 この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲、乙は、本協定の締結の証として本書を2通作成し、それぞれ記入押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成○○年○○月○○日

これはあくまで見本です。
事業内容や特定法人の実態に応じて、それぞれの協定書をつくることになります。

甲　所在地　岩手県遠野市東舘町8番12号
　　名　称　遠野市
　　代表者名　遠野市長　本田　敏秋　　公印

乙　所在地　○○○○○○○○○○○○
　　名　称　○○○○○○○○
　　代表者名　○○○○○○○○○○○○　　押印